

貴重書庫等の入庫取扱いについて

(平成6年2月10日附属図書館長裁定制定)

(趣旨)

- 1 貴重書を長期にわたり保存、利用するため、温度及び湿度の急激な変化を避け、ほこりの発生を少なくする必要があることから、京都大学附属図書館本館利用内規（昭和60年6月25日附属図書館長裁定）第12条に基づき、貴重書庫並びに貴重書庫前室（以下「貴重書庫等」という。）への入庫取扱いを定めるものとする。

(入庫者の範囲)

- 2 貴重書庫等への入庫は、原則として当該掛職員とするが、次に掲げる者については所定の手続きを経て入庫を認めるものとする。
 - (1) 附属図書館長調査研究員に委嘱され、貴重書庫等にある資料の調査を必要とする者
 - (2) 図書館建築等の計画を有し、特に必要と認めた者
 - (3) 国内及び外国からの賓客のうち、特に必要と認めた者
 - (4) その他特に必要と認めた者

(入庫の手続き)

- 3 入庫する者がある場合は、事前に附属図書館事務部利用支援課情報企画掛まで別紙様式の貴重書庫等入庫連絡票を提出する。

(入庫の制限)

- 4 入庫を認める者は1回（午前又は午後）につき5名程度、1時間以内とし、1日延べ15名2時間以内とする。ただし多人数にわたるときは、貴重書庫前室の扉からの案内説明にとどめる。

(その他)

- 5 この取扱いに関する事務は、附属図書館事務部利用支援課情報企画掛において処理する。

附 則

この取扱いは、平成6年2月10日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成24年10月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和元年6月12日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。